

さいたま市分煙環境改善業務(密閉型喫煙場所設置等) 仕様書

本業務は、さいたま市が路上喫煙禁止区域等に設ける指定喫煙場所における分煙環境を改善することを通じ、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」第1条(環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりの推進)に資することを目的とするものである。

1 件 名

さいたま市分煙環境改善業務(密閉型喫煙場所設置等)

2 履行場所

さいたま市南区別所7丁目13番5号地先(道路上) 外

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1)屋外用コンテナ型喫煙室の作図・申請及び設置

ア 作図・申請

受託者は、契約締結後適切な時期に喫煙室の図面(配置図・平面図・立面図・断面図・屋根伏図・基礎伏図・電気図)の案を作成し、建築審査会用の資料として関連部署と調整し、委託者と協議の上決定すること。その他必要な申請業務(建築基準法第44条第1項第二号に基づく許可申請、都市計画法第53条第1項許可申請、都市計画法第58条の2の行為の届出、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例による通知)も全て受託者にて行うこと。受託者は、道路管理者・警察署・消防署との協議及び協議書の作成等を行い、道路占用許可(道路法第32条)に基づく資料を作成すること。

※各種申請は一級建築士、又は二級建築士が行うこととする。

イ 配置

別紙のとおり

※設置位置等について、本仕様書記載事項と現状に差異がある場合は、現状を優先した上で、委託者と協議すること。

ウ 数量

1基

設置するコンテナ型喫煙室は、新品に限る。

エ 基準寸法

柱芯寸法:2, 250mm以上×5, 800mm以上

高さ:2, 600mm程度

※建築面積は、13㎡~15㎡とし、現地での組み立て工事は不可とする。

オ 構造

軽量鉄骨造(準耐火建築物) ※開口部は全て防火設備仕様
※躯体は全てJIS鋼材を使用し、柱梁の厚さは4.5mm以上とする。
※別紙の想定占用面積内でバリアフリー対応とすること。

カ 内外装

(ア)屋根

スチールコルゲート板 $t=1.6$ (不燃材料 平成12年建設省告示(以下、「告示」とする。)1400号)

断熱材:ポリスチレンフォーム $t=50$

(イ)柱、梁

スチール $t=4.5$ (不燃材料 告示1400号)

(ウ)天井

仕上:不燃クロス貼り(認定番号:NM3991 同等品以上)

下地:不燃プラスターボード $t=12.5$

(エ)外壁(屋外側)

スチールコルゲート板 $t=1.6$

塗装:色は、契約締結後に委託者との協議により決定する。

下地:プラスターボード $t=12.5$

(防火構造 告示1359号第1第一号二(2)(vii))

断熱材:ポリスチレンフォーム $t=50$

(オ)外壁(屋内側)

仕上:不燃クロス貼り(認定番号:NM3991 同等品以上)

下地:プラスターボード $t=12.5$

(防火構造 告示1359号第1第一号二(1)(ii))

(カ)床

下地:基礎及び土間コンクリート

仕上:磁器質タイル貼り

(キ)シックハウス対策

壁・床・天井・建具仕上げに用いる建築材料は、すべてF☆☆☆☆、又は規制対象外の材料を使用する。

キ 設備

(ア) 建具

<妻側①>

スチール片袖FIX片引半自動ドア1か所

W2,000mm×H2,150mm程度(有効開口900mm)

ガラス張り仕様とする。

<妻側②>

スチールFIX窓

W750mm×H1,800mm程度を1か所

<桁側①>

スチールFIX窓

W1, 150mm×H1, 800mm程度を4か所

FD付換気ガラリ1か所

W700mm×H1800mm程度

ガラリの室内にはステンレス製網戸及び鉄製の保護カバー(開閉式)を設置すること。

<桁側②>

排気口1か所(FD付ウェザーカバー 防火設備)

開口部は、全て防火設備(告示1360号)とする。

ガラスは、全て網入り透明ガラスt=6.8とする。

(イ)空気清浄機1か所(日鉄鉱業株式会社製プラズマダッシュシグマNP20-S4.0)

(ウ)エアコン2.8kw以上(HA端子、タイマー付き)1か所

ク 電気配線、設備

(ア)LEDベースライト3本

※スイッチ式か人感センサー式とするかは、協議により決定する。

(イ)分電盤(鍵付き・单相100V30A6回路以上)1か所

※空き回路を2回路以上設ける(セキュリティシステム用等を想定)

(ウ)アース付コンセント(15A)1か所 ※空気清浄機用を想定

(エ)ACコンセント(鍵付き・20A)1か所 ※エアコン用を想定

(オ)ACコンセント(鍵付き・15A)1か所 ※室内用コンセントを想定

(カ)ACコンセント(アダプター対応鍵付き・計15A)2か所

※委託者が後日設置する非ネットワーク型監視カメラ用を想定

ケ 文字入れ

喫煙室の3面に対してピクトグラム及び文字入れをする。

色調は白色系とする。

目隠しフィルムの有無など、その他委託者と協議の上、決定する。

(2)計画地決定に向けた資料作成等

委託者は、契約締結後に喫煙所設置に向けた近隣説明等を行うが、受託者は、その説明等で使用するパースを2か所分作成すること(1か所は履行場所を、もう1か所は北区宮原町地内の委託者が指定する場所とする。)

(3)基礎の造成及び電源配線の接続

基礎の造成、一次側電源申請手続き(東京電力協議含む)及び電源接続は、受託者負担にて行うこと。また、電気工事士の資格が必要な作業については、資格保持者が行うこと。なお、電気(新規引込)配管・配線は埋設(深さは東京電力の指示に従う)とすること。

(4)現場作業等

現場作業の際は、事前に市関係部署と協議の上、近隣説明を十分に行った上で、安全に作業を実施すること。また、現地に掲げる「建設業の許可票」は受託者名義とする。工事監理者及び工事現場管理者も同様に受託者名義とする。

(5)特許権の調査について

本件の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査すること。

(6)その他

- ア 現「武蔵浦和駅周辺指定喫煙場所」(さいたま市南区別所7丁目11番15号地先(道路上))にあるパーティション等は、受託者負担にて撤去処分することし、指定喫煙場所設置前の原状(歩道形態)に復すること。
- イ 関係各所との協議により指示された安全対策等については、受託者の負担にて行うこと。
- ウ 雨水排水及びエアコンドレン排水については、関係各所と協議し、指示に従って施工すること。
- エ 外構の本復旧は、舗装材を再利用して原状復旧とすること。
- オ 委託者が当該施設を維持管理するために警備システムを導入する場合は、委託者が別途契約する機械警備委託受注事業者と調整を行うこと。また、警備システム用の機械警備盤についても、別紙の想定占用敷地内に配置すること。
- カ 「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」、及びその整備基準に適合する仕様とすること。
- キ 履行場所については表記のとおりとするが、技術的観点、または地域住民の意向等を踏まえ、委託者の判断により変更する可能性を有するものとし、遅くとも令和7年6月末までに決定する。履行期間における受託者の工程は、4業務内容、(2)計画地決定に向けた資料作成等を除く多くがこの決定後になることを考慮すること。
履行場所を変更する際には、委託者が受託者に文書にて通知することとし、その内容が「さいたま市業務委託契約基準約款第12条(業務内容の変更、中止等)」に該当するときは、その規定に基づく手続きを行う。

5 各種申請

本件に関して必要な書類作成及び関係機関への申請(建築基準法第44条第1項第二号に基づく許可申請、都市計画法第53条第1項許可申請、都市計画法第58条の2の行為の届出、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例による通知)は本契約に含むものとし、委託者と必要事項を打ち合わせの上、全て受託者が行うこと。この手続き等の費用については受託者の負担とする。

なお、道路区域内となるため建築基準法第44条第1項第二号に基づく許可を得る必要があり、その申請に必要な申請書・図面等は受託者が作成し、落札後速やかに図面案を委託者に提出すること。道路管理者・警察署・消防署との協議及び協議書等の作成は、受託者が行うこと。

6 軽微な変更

設置に際して、取付位置及び取付方法等の軽微な変更が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。なお、この変更に対する契約金額の変更は行わない。

7 関係書類の提出等

受託者は、機器取付・調整等が完了後、速やかに次の成果物を委託者に提出すること。

- (1)完成写真 一式(作業写真、完成写真、設備写真)
- (2)建築基準法第18条第3項の規定による確認済証、建築基準法第18条第22項の規定に

よる検査済証

(3) その他、委託者が必要と認める書類 指定部数

各種申請図書(建築基準法第44条第1項第二号に基づく申請図書、都市計画法第53条申請図書、都市計画法第58条の2の行為の届出書、建築基準法第18条第2項の規定による通知図書)、電気図面、取扱説明書、各設備保証書

8 第三者への委任、又は請け負わせについて

さいたま市業務委託契約基準約款第8条第2項に規定する「設計図書において指定した部分」は次の各号のとおりとし、第三者への委任、又は請け負わせてはならない。

- (1) 本仕様書の4 業務内容、(1)屋外用コンテナ型喫煙室の作図・申請及び設置、ア 作図・申請のうち、申請。
- (2) 同、(4)現場作業等のうち、現地に掲げる「建設業の許可票」の名義、工事監理者及び工事現場管理者の名義。

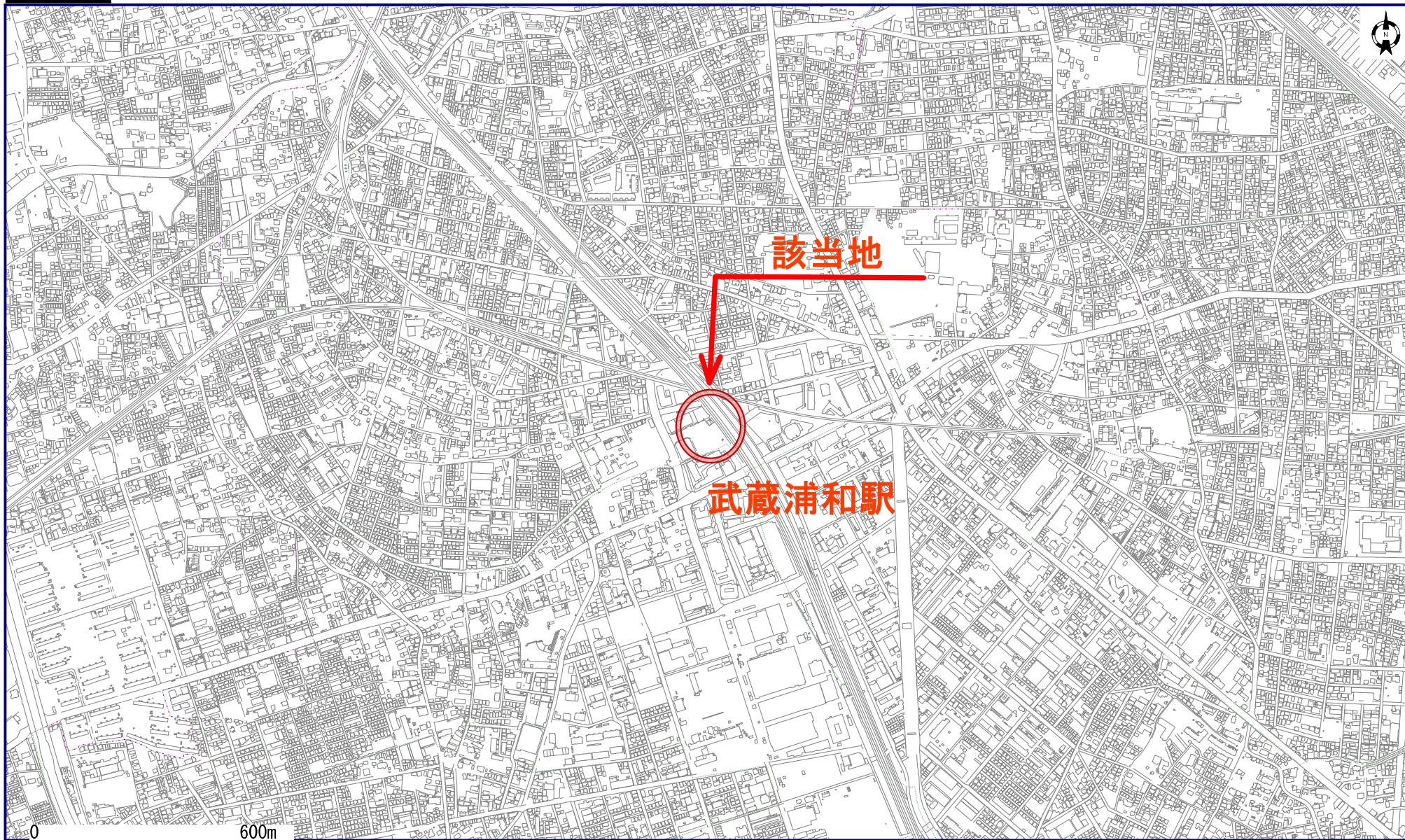
9 業務履行上の注意点

業務履行に際し自動車を使用する場合は、道路交通法等の法令の定めに従うことは言うに及ばず、駐車等については特段に留意するものとする。

業務従事中は、さいたま市の受託者であることに十分配慮し、粗暴な言動や行動を慎むこと。業務従事中の喫煙は慎むとともに、仮に喫煙する場合には本条例の遵守はもちろんのこと、通行人や市民から誤解を招来しないよう、くれぐれも留意するものとする。

本業務で発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受託者の費用負担で適正に処理すること。

受託者は、業務履行中に履行場所における異常を発見した際には、速やかに委託者に報告するものとする。



別紙



約2.5m

約6m

密閉型喫煙場所想定地
縦 約2.5m × 横 約6m